

締約国に関する情報  
LC

セントルシア

附属書 B1  
LC

一般情報

国内官庁の名称	Registry of Companies and Intellectual Property (Saint Lucia) (企業知的所有権登録局 (セントルシア))
所在地及び郵便のあて名	2nd Floor, Hewanorra House, Trou Garnier Financial Centre, Pointe Seraphine, Castries, Saint Lucia
電話番号	(1-758) 468 32 30, 468 32 31
ファクシミリ装置	(1-758) 451 79 89
電子メール	info@rocip.lc
インターネット	www.rocip.gov.lc
PCT規則92.4の規定により書類を受理する方法	受理しない
郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか？ (PCT規則82.1)	受理しない
セントルシアの国民及び居住者のための管轄受理官庁	WIPO国際事務局 (附属書C参照)
セントルシアが指定 (又は選択) されている場合の管轄指定 (又は選択) 官庁	企業知的所有権登録局 (セントルシア) (国内段階参照)
セントルシアを選択できるか？	できる (PCT第II章に拘束)
PCTに基づき取得可能な保護の種類	特許
国際型調査に関するセントルシアの規定	なし
国際公開に基づく仮保護	なし
セントルシアが指定 (又は選択) されている場合の有益な情報	
セントルシアが指定 (又は選択) されている場合に発明者の氏名 (名称) 及びあて名を提示しなければならない時期	願書中に記載しなければならない。PCT第22条又は第39条(1)に規定する期間内に要件を満たしていない場合、管轄官庁は通知で定める期間内に当該要件を満たすよう出願人に求める。
微生物及びその他の生物材料の寄託に関する特別の規定が設けられているか？	なし